

(目的)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例(昭和44年条例第7号。以下「条例」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平25規則3・一部改正)

(降任免職および休職)

第2条 条例第2条第1項の規定により医師2名を指定しあらかじめ診断を行なわせる場合には、任命権者は、医師に対して診断書の作成を委嘱しなければならない。

2 前項の診断書には病状について具体的な意見が記載されていなければならない。

(平25規則3・一部改正)

(休職期間の通算)

第3条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項第1号の規定により休職とした職員が復職した場合において、復職した日から起算して1年以内に、再び同一の負傷または疾病のため療養を要すると認められる場合は、休職として、当該復職前後の休職の期間を通算する。ただし、通算することが適当でないと管理者が認めた場合は、この限りでない。

(平25規則3・追加)

(休職発令の日)

第4条 職員の休職発令の時期は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条第1項の規定による場合には、療養を命ぜられた日から90日を経過した日とする。ただし、療養を命ずべき日において、療養に要する期間が90日を超えることが明らかな場合は、その日に休職発令を行う。

(2) 条例第3条第3項の規定による場合には、起訴された日とする。

(平25規則3・追加)

(処分の報告)

第5条 任命権者は、職員の意に反する降任もしくは免職または休職の処分を行なったときは、その日から5日以内に法第49条第1項の規定による説明書の写し1通を添えて公平委員会に報告しなければならない。

2 任命権者は、法第49条第3項の規定による説明書を交付したときは、前項の規定に準じ公平委員会に報告しなければならない。

(平25規則3・旧第3条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(平成25年規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。